

「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」の概要

1 基準の特例の改正内容

○基準の特例の区域の範囲を以下のとおり変更する。

「八丈島中之郷地区 東京都八丈町中之郷の一部」を「八丈島末吉地区 東京都八丈町末吉の一部」に改める。(別添の位置図を参照)

八丈島末吉地区の範囲は、別添の区域図のとおり 面積 7.04 ha

○上記変更により、八丈島末吉地区に適用される「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例」(平成12年10月3日環境省告示第66号)第2条において読み替える、自然公園法施行規則(平成18年10月11日環境省令第12号)第11条第22項第4号(基準の特例は下線部)は、以下のとおり。

「廃棄物の埋立によるものではないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなる時、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であって、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないときは、この限りでない。」

2 基準の特例を改める理由

一般廃棄物の焼却灰の処理が可能な処分場を持たない八丈町においては、長年、島外搬出してきたところである。しかしながら、住民の生活等により生じる一般廃棄物については、市町村内での処分が原則であることから、伊豆諸島8町村で構成される東京都島嶼町村一部事務組合(以下「一部組合」という。)では、北域の大島と南域の八丈島に管理型最終処分場を整備することを計画し、八丈島の候補地としては、平成13年に中之郷地区が選定された。八丈島は、島の9割が国立公園区域に含まれることから自然公園法施行規則第11条第22項の許可基準をそのまま適用することが自然的、社会的条件から適当でないことから、同法施行規則第11条第33項に基づく許可基準の特例を平成16年10月に中之郷地区で定めた。

しかしながら、その後、一部組合による中之郷地区の用地取得が不調になり、平成18年に新たな候補地として末吉地区が一部組合により選定されたことから、環境省では許可基準の特例の区域の範囲を、中之郷地区から末吉地区に変更するものである。

参 考

八丈町に占める国立公園面積

	合 計	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域
国立公園面積(ha)	6,680	20	341	476	4,644	1,199
八丈町に占める割合(%)	91.98					

※八丈町（八丈小島を含む）面積：7,262ha